

特定廃棄物対策担当参事官室

東日本大震災からの復興・再生



環境再生事業の概要と役割分担

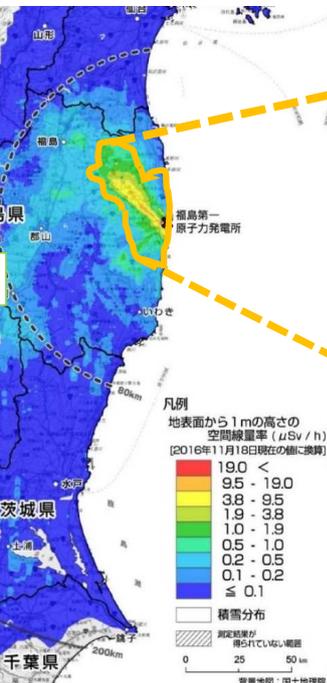
- 避難指示が発令された区域は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、除染特別地域、汚染廃棄物対策地域（通称：対策地域）として国が除染・廃棄物処理を担当。
- その他の地域については、
 - ・ 除染については、国が汚染状況重点調査地域を指定し、市町村が除染を実施。
 - ・ 廃棄物処理については、区域にかかわらず、8,000Bq/kg超の廃棄物は指定廃棄物として国が、それ以外の廃棄物は市区町村又は排出事業者が処理責任を負う。



津波による災害廃棄物



指定廃棄物



➤ 国直轄エリア
 (除染特別地域、対策地域)



除染



被災家屋等の解体

避難指示の解除に向けた取組

○ 2018年3月までに、**帰還困難区域を除く全ての市町村**で面的除染完了。

避難指示解除準備区域

【2011年当時、放射線量が年間20ミリシーベルト以下・立入り可】

⇨ 全て解除済み。

居住制限区域

【2011年当時、放射線量が年間20～50ミリシーベルト・立入り可】

⇨ 全て解除済み。

帰還困難区域

【2011年当時、放射線量が年間50ミリシーベルト超・原則立入禁止】

「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」方針。

① 特定復興再生拠点区域(青色部分)【2017～2018年度区域認定】

- ・ 帰還困難区域のうち、**5年を目途に避難指示を解除し、住民の帰還を目指す区域**
- ・ 2017年12月より、順次除染・解体等工事に着手。
 - 2020年3月に双葉町、大熊町、富岡町の一部を解除
 - **2022年避難指示解除：葛尾村、大熊町、双葉町**
 - **2023年避難指示解除：浪江町(3/31)・富岡町(4/1)**
 - **飯館村(5/1)**

② 特定帰還居住区域(灰色部分内で区域は今後設定される。)

- ・ 帰還困難区域の**拠点区域外**において、避難指示解除による**住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建**を目指す区域
- 今後、計画認定後に本格的な除染や家屋等の解体を実施。



福島県の環境再生に向けた今後の課題（中間貯蔵施設）

- 原発事故由来の放射性物質による影響を速やかに低減するため、2011年度より国・市町村が除染を実施。
- 福島県内の除染で発生した大量の除去土壌等を貯蔵するため、2011年度閣議決定の「放射性物質汚染対策特別措置法基本方針」等に「**中間貯蔵施設の整備**」を位置づけ。
- 福島県内除去土壌等は「**中間貯蔵開始後30年以内（2044年度末まで）に福島県外で最終処分**」と法律で規定。
- 2014年に福島県、大熊町、双葉町に容認していただき、**2015年3月**から各市町村の仮置場等にある除去土壌等の**中間貯蔵施設への搬入を開始**。
- **帰還困難区域を除く除去土壌等の搬入は2022年3月までに概ね完了**。 ※2023年4月末時点約1,347万㎡（帰還困難区域を含む）

【概要】

< 除染 >



宅地や農地等の除染

< 仮置場 >



除去土壌等が入ったフレキシブルコンテナ ※県内1,371箇所（ピーク時）

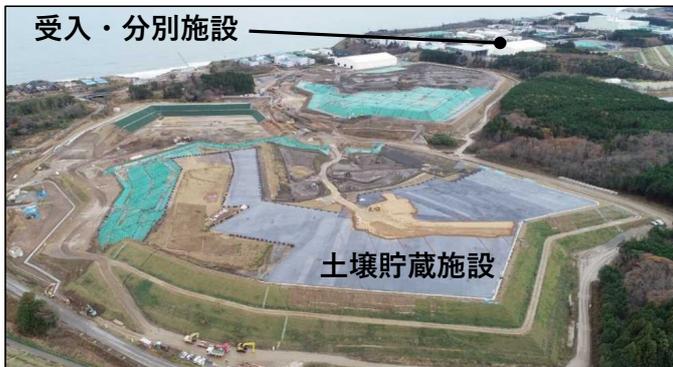
輸送

< 中間貯蔵施設内での作業 >



福島県外で最終処分
2044年度末まで

受入・分別施設

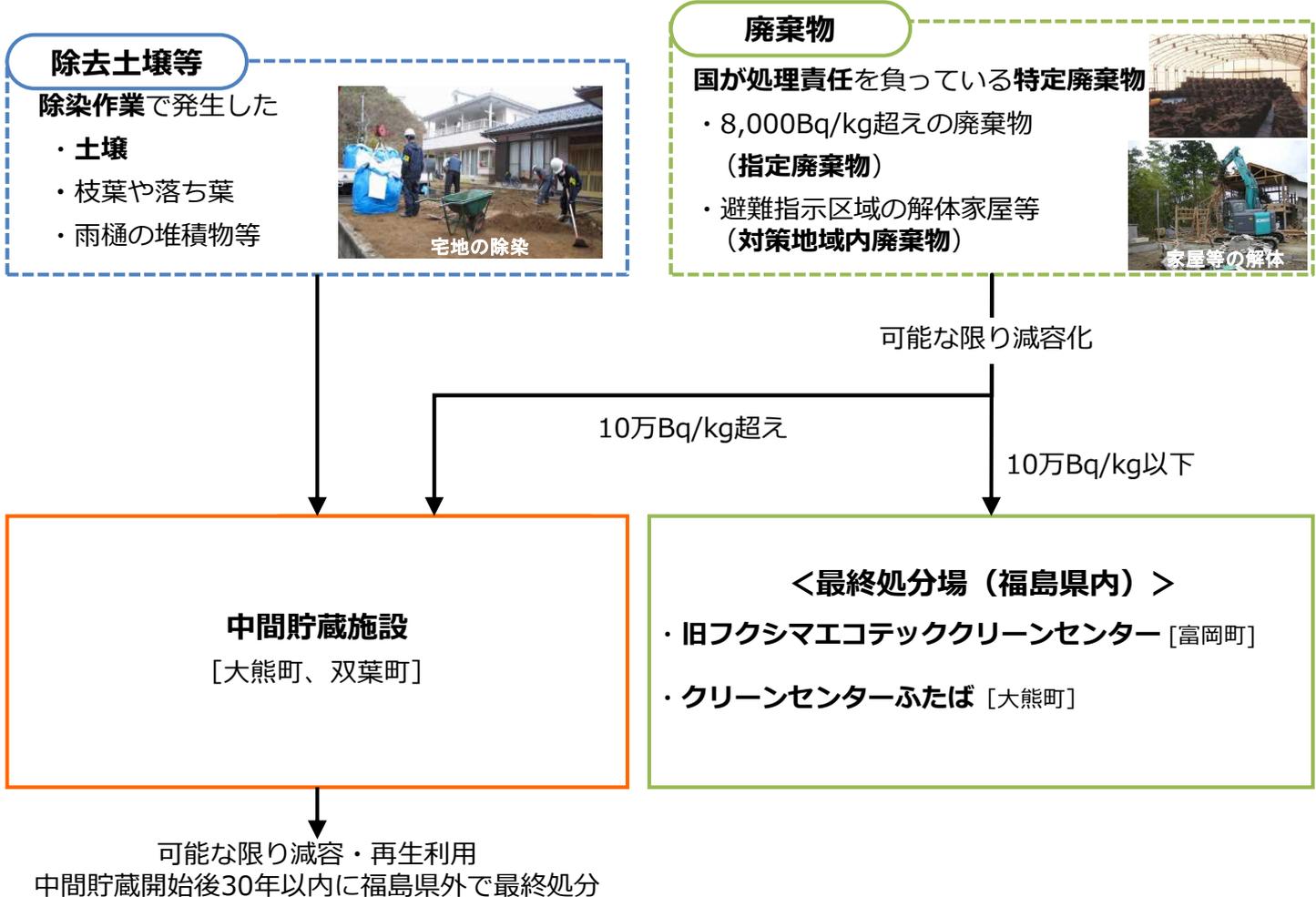


土壌貯蔵施設

< 中間貯蔵施設 >



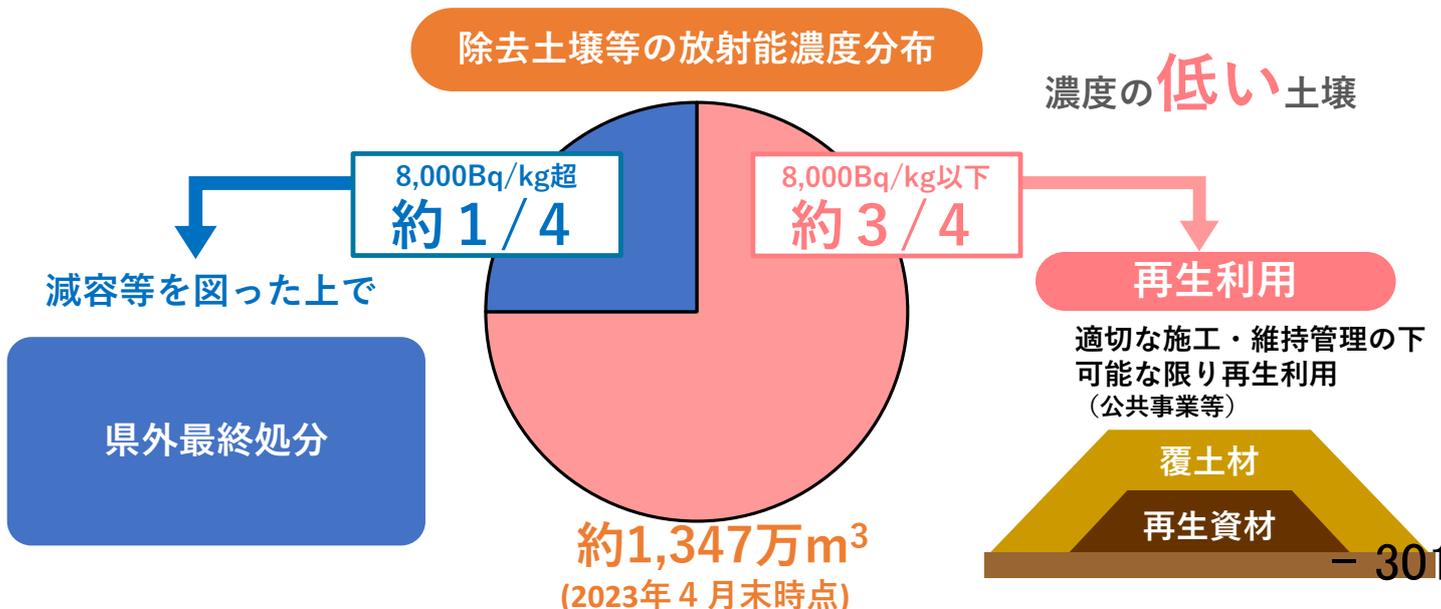
除去土壌と廃棄物の処理（福島県内）



県外最終処分、再生利用の基本的考え方

- 福島県内で発生した除去土壌等については、**中間貯蔵開始後30年以内（2044年度末まで）に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずること**と法律で規定。県外最終処分量を低減するため、政府一体となって、除去土壌等の減容・再生利用等に取り組んでいる。
- 減容・再生利用の推進に当たっては、2016年に策定し、2019年に見直しを行った「**中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略**」及び「**工程表**」に沿って、具体的な取組を進めている。
- 特に、再生利用については、2016年にとりまとめた「**再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方**」を指針として、実証事業を実施するとともに、全国的な理解醸成に取り組み、環境整備を進めている。
- **2024年度を戦略目標として、基盤技術の開発を進めるとともに、最終処分場の必要面積や構造について実現可能ないくつかの選択肢を提示すること**としている。その上で、**2025年度以降に最終処分場に係る調査検討・調整などを進めていく。**

除去土壌等の放射能濃度分布



- 2018年4月に計画認定された飯館村の「特定復興再生拠点区域」において、除染による発生土（除去土壌）を再生資材化して盛土材として使用し、その上に覆土をして、農地として利用する実証事業を実施中。
- 昨年度、飯館村長泥地区にて①農地造成(2,3,4工区)、②水田試験、③地元住民と協働して花き類の栽培試験を実施。本年度は、引き続き農地造成や水田試験を実施予定。
- これまで福島県内での再生利用の実証事業を通じて安全性等を確認してきた。
- 県外での最終処分・再生利用を進める一歩として、**福島県外においても実証事業を行い、施工前後の空間線量率に変化がないことなどを確認するとともに、理解醸成の場としても活用するために事業を計画。**
- 「①環境調査研修所」及び「②新宿御苑」については、**2022年12月中旬から住民説明に着手。**

◇飯館村長泥地区での実証事業の主な進捗

- 農地造成(2,3,4工区)については、除去土壌を用いた盛土が、2022年度末までに概ね完了。
- これまでのモニタリング結果において、空間線量率の変化は見られず、安全性を確認。
- また、2019年度から2021年度までに花き類及び野菜等の栽培試験で放射性セシウムの濃度を測定した結果、0.1~2.5Bq/kgであり、一般食品の放射性セシウム濃度の基準である100Bq/kgを大きく下回った。



◇県外実証事業(福島県の除去土壌使用)

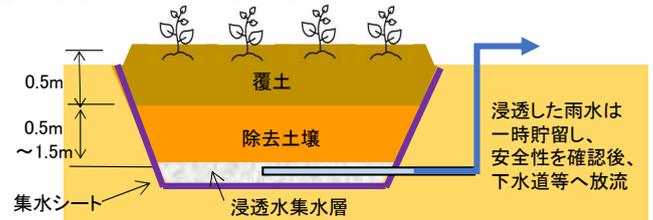
【実証箇所(候補)】



【スケジュール】

- ①環境調査研修所(埼玉県所沢市)
12月16日(金)説明会
- ②新宿御苑(東京都新宿区)
12月21日(水)説明会

【実証イメージ(例:花壇)】



福島の環境再生に向けた今後の課題(最終処分)

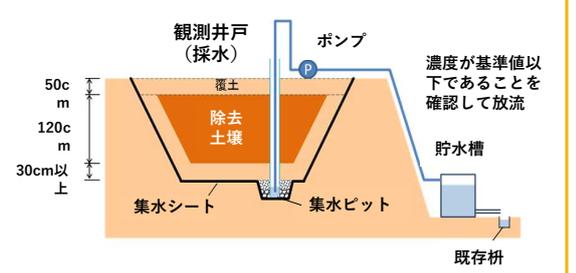
- 除去土壌の最終処分(埋立処分)の基準については、今後、放射性物質汚染対処特措法省令に規定予定。
- この省令の策定に当たっては、福島県外の**除去土壌の埋立実証事業における検証結果**や、福島県内で実施中の**特定廃棄物の最終処分の実施状況**等も踏まえ検討。

【事例：除去土壌の埋立処分実証事業】

分別土壌を敷地内に埋立てた後、空間線量や浸透水の放射性物質濃度のモニタリングを実施し、安全性についてのデータを集積。(写真は宮城県丸森町)



<埋立横断面図>

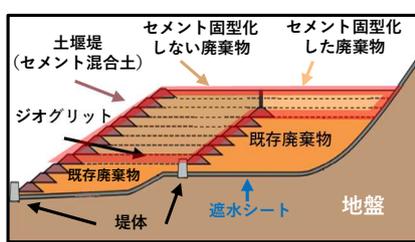


【事例：特定廃棄物埋立処分施設の概要、放射線量の状況など】

- 特定廃棄物(対策地域内廃棄物または指定廃棄物)の埋立処分基準は、**放射性物質汚染対処特別措置法で規定済み。**
- 所在地：福島県富岡町、楡葉町
- 規模：処分施設面積：約9.4ha、埋立容量：約96万m³



<埋立作業 写真>



<横断面図>

埋立対象物

- 対策地域内廃棄物等 (10万Bq/kg以下)
- 福島県内の指定廃棄物 (10万Bq/kg以下)
- 双葉郡8町村の生活ごみ

放射線量等のモニタリング結果

- 廃棄物の搬入開始前から空間線量率や放射能濃度のモニタリングを実施中。
- 搬入開始前後のモニタリング結果において、**空間線量率等の特異的な上昇はない。**
- 施設下流域の河川水中の放射能濃度は、調査の結果、**全て検出下限値未満(1Bq/l以下)。**

- 県外最終処分の方針についての認知度は、福島県内で約5割、福島県外では約2割。
- 除去土壌の再生利用や最終処分に関する全国的な理解醸成が必要不可欠であり、環境大臣が出席する対話フォーラムや除去土壌を用いた鉢植えの設置等の取組を全国で展開中。

全国での 対話フォーラムの実施



2023年3月18日
対話フォーラム (@仙台) の様子

これまでに合計8回開催。
対話の様子はオンラインで公開中。

<これまでの開催実績>

- ・第1回 2021年05月23日 オンライン配信
- ・第2回 2021年09月11日 オンライン配信
- ・第3回 2021年12月18日 名古屋
- ・第4回 2022年03月19日 福岡
- ・第5回 2022年07月23日 広島
- ・第6回 2022年10月31日 高松
- ・第7回 2023年01月21日 新潟
- ・第8回 2023年03月18日 仙台

(YouTubeアーカイブ動画等⇒)



除去土壌を用いた鉢植え等の設置



総理大臣官邸



環境大臣室



新宿御苑

利用のイメージ



- 2023年度は除去土壌を用いた鉢植えを、中部地方環境事務所(名古屋)、中国四国地方環境事務所(岡山)などに設置。2023年5月末時点で福島県外19施設に設置済み。

現場見学



中間貯蔵施設 現地視察



再生利用実証事業 現地視察

ダボス会議参加メンバー

中間貯蔵施設の土壌貯蔵エリアや飯館村長泥地区の実証事業エリアを対象とした現地見学会を開催。

(飯館村長泥地区の実証事業エリアの令和4年度の実績)

- 視察対応; のべ654名
- 一般の方対象の現地見学会 ; のべ167名